

# 申告書の書き方

この「書き方」は、申告書の様式にしたがって一般的なことがらについて説明していますので、記載例とあわせてお読みください。

## 1 収入金額等について

**ア 「営業等」**・・・卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運送業、修理業、サービス業、医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工などの事業から生ずる収入です。

**イ 「農業」**・・・野菜、果樹などの栽培、農産物の生産、農家が兼営する家畜、家きんなどの飼育、酪農物の生産などの事業から生ずる収入です。

**ウ 「不動産」**・・・貸家、アパート、貸地、小作料などの家賃や地代による収入です。

**エ 「利子」**・・・公社債及び預貯金の利子などの収入です。

**オ 「配当」**・・・利益の配当、剰余金の分配、特定株式の収益の分配、私募証券投資信託の収益の分配、一般外貨建証券投資信託の収益の分配などの収入です。

**カ 「給与」**・・・給料、賃金、賞与などの収入です。また、農閑期間等を利用して勤めに出た人の賃金も「給与」に入ります。勤務先から「令和元年分給与所得の源泉徴収票」をもらった人は、申告書に添付してください。(市民税・県民税申告の場合はコピーでも差支えありません。)

**キ、ク 「雑」**・・・原稿料、講演料、生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など、他の所得にあてはまらない収入です。年金、恩給、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金については「公的年金」の欄に記入してください。

**コ、サ 「総合譲渡」**・・・機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、書画、こつとう、貴金属などの資産の譲渡による収入です。譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年を超えるものは「長期」となります。土地、建物などの譲渡所得がある場合は『分離課税等用の申告書』を併せてご利用ください。

**シ 「一時」**・・・懸賞の賞金品、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など一時的な性質の収入です。

## 2 所得金額について

- 「営業等」**・・・アの収入金額から、その収入を得るために要した経費(必要経費)を差し引いた金額を記入してください。  
※主な経費には仕入金額、外注工賃、減価償却費、広告宣伝費、消耗品費などがあります。
- 「農業」**・・・イの収入金額から、その収入を得るために要した経費(必要経費)を差し引いた金額を記入してください。  
※主な経費には雇人費、減価償却費、種苗費、肥料費、農具費、土地改良費などがあります。
- 「不動産」**・・・ウの収入金額から、その収入を得るために要した経費(必要経費)を差し引いた金額を記入してください。  
※主な経費には租税公課、修繕費、土地改良費などがあります。

※①～③の所得を申告する人は、それぞれの「収支内訳書」を作成してください。

④「利子」・・・公社債及び預貯金の利子などの所得です。(収入＝所得)

⑤「配当」・・・利益の配当、剰余金の分配、特定株式の収益の分配、私募証券投資信託の収益の分配、一般外貨建証券投資信託の収益の分配などの所得です。  
配当等の収入金額－負債の利子＝配当所得の金額

⑥「給与」・・・カの収入金額を基に裏面⑥給与の所得額算出表により算出してください。2ヶ所以上から給与収入がある人は、給与収入を合計し算出してください。

⑦「雑」・・・キは国民年金、厚生年金、共済年金などの収入を合計し、裏面⑧◎公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表より算出してください。  
⑧ク、ケについては必要経費を引いた額を、生命保険の年金(個人年金保険)などは積み立てた額を引いてください。

⑪「総合譲渡・一時」・・・詳しくは裏面をご覧ください。

⑫「合計」・・・①から⑩の合計額を書いてください。

※給与の所得額算出表、公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表、総合譲渡・一時については裏面を参照願います。

令和6年度分 市町村民税 申告書		道府県民税	整理番号	
道府県民税		業種又は職業		
電話番号		24-2111		
付 受 印	現住所 <b>筑西市丙360番地</b>	フリガナ <b>チクセイ タロウ</b>	氏名 <b>筑西 太郎</b>	個人番号
提出年月日 年 月 日	生年 月 日	明・大 平・令	世帯主 の氏名 <b>筑西 太郎</b>	続柄 <b>本人</b>
	公称コード	通称コード	納組コード	世帯コード
3 所得から差し引かれる金額に関する事項				
13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円	
	<b>国民健康保険</b>	<b>120.000</b>		
	<b>合計</b>	<b>120.000</b>		
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円	
	円	円		
	<b>58.900</b>	<b>58.900</b>		
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円	
	円	円		
	<b>18.000</b>	<b>25.000</b>		
20 障害者控除	⑪～⑬ 障害の程度	⑭ 障害の程度	円	
	1 氏名 <b>筑西 花子</b>	2 氏名		
	3 氏名	4 氏名		
23 扶養控除	フリガナ <b>チクセイ ハナコ</b>	生年月日	明・大 平・令	同居・別居の区分
	氏名 <b>筑西 花子</b>	生年月日	明・大 平・令	同居・別居の区分
	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号
26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	雑損金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
	円	円	円	
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円	
	<b>335.620</b>	<b>150.000</b>		

この申告書に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を併せて提出してください。

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

## 表

1 収入金額等	営業等	ア	円
	農業	イ	<b>3,740,000</b>
	不動産	ウ	<b>250,000</b>
	配当	オ	
	給与	カ	<b>1,532,580</b>
	公的年金等	キ	<b>1,623,490</b>
	雑業	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	カ	
総合譲渡	一時	シ	
2 所得金額	営業等	①	
	農業	②	<b>656,254</b>
	不動産	③	<b>186,440</b>
	配当	④	
	給与	⑤	
	公的年金等	⑥	<b>982,580</b>
	雑業	⑦	<b>523,490</b>
	その他	⑧	
	合計	⑨	<b>523,490</b>
	総合譲渡・一時	⑩	
3 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	<b>120,000</b>
	小規模企業等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	<b>32,225</b>
	地震保険料控除	⑯	<b>19,000</b>
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
	勤労学生控除	⑲～⑳	<b>260,000</b>
	障害者控除	㉑～㉒	<b>330,000</b>
	配偶者(特別)控除	㉓	
	扶養親族	㉔	
	基礎控除	㉕	<b>430,000</b>
⑬から⑳までの合計	㉖		
雑損控除	㉗		
医療費控除	㉘	<b>85,620</b>	
合計	㉙	<b>1,276,845</b>	

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差し引く(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

## 4 所得から差し引かれる金額について

⑬「社会保険料控除」・・・健康保険料、国民健康保険料(税)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、労働保険料、厚生年金保険料などの支払額が控除されます。

⑭「小規模企業共済等掛金控除」・・・令和4年中に支払った中小企業事業団と契約した共済契約(旧第2種共済契約を除く)に基づく掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金が控除されます。(証明書が必要です。)

⑮「生命保険料控除」・・・新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが生命保険会社等に支払った保険料がある場合は、以下の算式により控除されます。(証明書が必要です。)

新契約(平成24年1月1日以後契約)		旧契約(平成23年12月31日までに契約)	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ以上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)			

⑯「地震保険料控除」・・・損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合は、以下の算式により控除されます。(証明書が必要です。)

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額の合計額	控除額
㉑ 支払った保険料が地震保険料だけの場合	イ 支払った地震保険料の金額の合計額が、50,000円以下の場合 ロ 支払った地震保険料の金額の合計額が、50,001円以上の場合	$\left[ \begin{array}{l} \text{支払った保険料} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times 1/2$ 一律に25,000円
㉒ 支払った損害保険料が旧長期損害保険料だけの場合	イ 支払った損害保険料の金額の合計額が、5,000円以下の場合 ロ 支払った損害保険料の金額の合計額が、5,001円から15,000円までの場合 ハ 支払った損害保険料の金額の合計額が15,001円以上の場合	支払った保険料の金額 $\times 1/2 + 2,500$ 円 一律に10,000円
㉓ 地震保険料と旧長期損害保険料との両方の支払がある場合	イ 地震保険料について㉑により求めた金額と、旧長期損害保険料について㉒により求めた金額との合計額	その合計額の金額(最高25,000円)

この欄はあなた自身があてはまる場合に記入してください。

⑰「ひとり親控除」・・・令和5年12月31日現在、配偶者と死別または離婚し、再婚していない人で生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下である人が該当します。

⑱「寡婦控除」・・・令和5年12月31日現在、夫と死別または離婚し、再婚していない人で扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である人、又は、夫と死別した人で合計所得金額が500万円以下である人が該当します。

⑲「勤労学生控除」・・・令和5年12月31日現在 大学等の学生で所得が75万円以下で、給与等以外の所得が10万円以下の人が該当します。

⑳「障害者控除」・・・令和5年12月31日現在あなたや控除対象配偶者、扶養控除の対象となった人に障害がある場合は、その人の氏名を書いてください。障害の程度により特別障害者(身体の障害1.2級、精神の障害1級、療育手帳A)となりますので、氏名を丸で囲みます。

㉑「配偶者控除」・・・令和5年中の配偶者の所得が48万円以下の場合は氏名を書いてください。昭和29年1月1日以前に生まれた人は老人控除対象配偶者となります。専従者控除を受けた場合は該当しません。

㉒「配偶者特別控除」・・・裏面をご覧ください。

㉓「扶養控除」・・・令和5年12月31日現在(年の途中で死亡した場合は死亡当時)控除対象扶養親族(平成20年1月1日までに生まれた人)で所得が48万円以下の場合には氏名を書いてください。  
昭和29年1月1日以前に生まれた人は老人扶養親族、平成13年1月2日から平成17年1月1日まで生まれた人は特定扶養親族にあたります。配偶者や事業専従者は該当しません。なお、平成20年1月2日以降に生まれた人がいる場合は「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に書いてください。

㉔「雑損控除」・・・火災や盗難などで住宅や家財などの資産に損害を受けたり、害虫、害獣等の生物による異常な災害のような自己の意思によらない不可抗力によって受けた災害により支出した場合に控除されます。(証明書が必要です。また、詐欺による損害は対象になりません。)

㉕「医療費控除」・・・あなたやあなたと生計を一にする人のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。控除額は200万円が限度です。新たにセルフメディケーション税制が加わりましたが、従来の医療費控除との選択制となりますので併用することはできません。(明細書又は領収書が必要です。)

※セルフメディケーション税制について  
健康の保持増進、疾病の予防の取組を行う方が(予防接種や健康診断)対象医薬品を12,000円以上購入した場合で、88,000円が限度額となります。(取組に対する証明書等と購入した医薬品の領収書が必要)

㉙「合計」・・・⑬～㉗の合計額を書いてください。  
※所得から差し引かれる金額については、裏面もご覧ください。